

連絡とれるくんサービス利用規約 【現改比較表】 2020年11月2日 現在	
---------------------------------------	--

~2020年11月1日	2020年11月2日 ~
-------------	--------------

第1章~第11章 (略)	第1章~第11章 (略)
別記 (略)	別記 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
別表1~別表2 (略)	別表1~別表2 (略)

～2020年11月1日

2020年11月2日～

附 則（令和2年10月28日 A P S 1 第00706032号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年11月2日から実施します。

（経過措置）

2 令和2年11月2日から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>）により連絡とれるくんサービス契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））に規定する工事費を適用しません。

3 令和2年11月2日から令和3年3月31日までの間に、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/smartpbx/trial.html>）により連絡とれるくんサービス契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和3年4月20日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））2-1-1（サービス利用基本料）に規定するサービス利用基本料の額にかかわらず、サービス利用基本料を適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

~2020年11月1日

2020年11月2日~